

質問書に対する回答

No	質問事項	質問内容	回答	回答日																						
1	文化芸術の対象範囲	仕様書2項の「文化芸術活動」について、美術・音楽・演劇といった伝統的な分野に加え、デザイン、工芸、建築、食文化、デジタルアート、ポップカルチャーなど、県としてどこまでの範囲を対象とすることを想定されていますでしょうか。対象範囲によって、サイトのカテゴリー設計やコンテンツの方向性が変わるため、具体的なイメージをご教示ください。	<p>基本的には、文化芸術基本法に基づき、県文化芸術推進基本計画に定める次の範囲を対象に考えております。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">文化芸術基本法に定める「文化芸術」の分野</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">分野</th> <th style="text-align: center;">例 示 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芸術</td> <td>文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）</td> </tr> <tr> <td>メディア芸術</td> <td>映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機能等を利用した芸術</td> </tr> <tr> <td>伝統芸能</td> <td>雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、相撲その他の我が国古来の伝統的な芸能</td> </tr> <tr> <td>芸能</td> <td>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）</td> </tr> <tr> <td>生活文化</td> <td>茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化</td> </tr> <tr> <td>国民娯楽</td> <td>囲碁、将棋その他の国民的娯楽</td> </tr> <tr> <td>出版物等</td> <td>出版物及びレコード等</td> </tr> <tr> <td>文化財等</td> <td>有形及び無形の文化財並びに保存技術</td> </tr> <tr> <td>地域における文化芸術</td> <td>各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動</td> </tr> </tbody> </table>	文化芸術基本法に定める「文化芸術」の分野		分野	例 示 等	芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機能等を利用した芸術	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、相撲その他の我が国古来の伝統的な芸能	芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）	生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化	国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽	出版物等	出版物及びレコード等	文化財等	有形及び無形の文化財並びに保存技術	地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動	7月29日
文化芸術基本法に定める「文化芸術」の分野																										
分野	例 示 等																									
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）																									
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機能等を利用した芸術																									
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、相撲その他の我が国古来の伝統的な芸能																									
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）																									
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化																									
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽																									
出版物等	出版物及びレコード等																									
文化財等	有形及び無形の文化財並びに保存技術																									
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動																									
2	ターゲット層の優先順位	本サイトが情報を届けるべき主要な利用者として、①県民、②国内観光客、③インバウンド観光客、④文化芸術の担い手（アーティスト・団体）などが考えられますが、特に重視すべきターゲット層の優先順位はございますでしょうか。	①県民及び④文化芸術の担い手（アーティスト・団体）の優先順位が高いと考えております。	7月29日																						
3	参考サイト（長野県）の位置づけ	仕様書5項に「長野県文化芸術情報発信サイトを参考にすること」とありますが、デザイン、機能、コンテンツ構成、あるいは「アーツカウンシル」と「情報ポータル」の役割分担など、特にどの点を重視して参考にすべきか、具体的なイメージがあればお聞かせください。	仕様書5(1)ア「コンテンツ内容」（機能）について、当該サイトを参考させていただきたいという趣旨です。「デザイン」は、必ずしも参考にする必要はございません。	7月29日																						
4	初期データ投入の範囲と形式	仕様書5(1)エ項の「仮運用開始時の情報掲載」について、県から提供される情報の具体的な件数（例：イベント情報〇件、文化施設〇件）、項目、データ形式（テキスト、Excel、画像等）、および提供時期の目安をご教示いただけますでしょうか。	仮運用開始時の情報掲載については、5(1)アに記載のイベント情報及び助成金情報を受託者において入力いただきたいと考えております。イベント情報については約30件、助成金情報については約22件です。イベント情報に掲載する項目は、長野県文化芸術情報発信サイトを、助成金情報に掲載する項目は、同サイト及び鹿児島県公式HPのページ（ https://www.pref.kagoshima.jp/ab10/bunka-sonotajyosei.html ）を御確認ください。データ形式は、Excel、画像等になる予定です。提供時期については、年内を想定しています。	7月29日																						
5	「発生源入力」の運用フロー	仕様書2(4)項の「発生源入力を基本とする」運用および、5(2)コ項の「承認機能」について、文化団体等が情報を入力してからサイトに公開されるまでの、県職員による承認フロー（承認段階、担当者、確認期間など）について、想定されている具体的な運用イメージをご教示ください。	文化団体入力→県担当者①確認→県担当者②承認→サイト掲載のフローで約1週間以内を想定しています。ただし、令和8年度以降は未定となっておりますのでご了承ください。	7月29日																						
6	保守管理の範囲	評価基準にある「保守管理費用は低額かつ定額か」という項目について、県が想定されている「定額」の保守管理に含まれる具体的な作業範囲をお示いただけますでしょうか。（例：セキュリティパッチ適用、CMSのアップデート対応、操作に関する問い合わせの対応時間（平日：8時30分～17時など）など）	基本的には、例示に挙げていただいているとおり（システムの運用・保守に係る作業）を想定しております。操作に関する問合せの対応時間は、県業務時間内（平日8時30分～17時15分）を想定しております。	7月29日																						
7	アクセシビリティの準拠レベル	仕様書5(1)イ①項の「JIS X 8341-3:2016に準拠」について、達成を目指すべき適合レベル（例：レベルA、レベルAA）の指定はございますでしょうか。	適合レベルAAをお願いします。（県としては、適合レベルAAの準拠を目標としております。）	7月29日																						